

告 示

埼玉県告示第七百八十四号

測量計画機関である狭山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年六月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

狭山市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

狭山市大字笹井地内

四 作業期間

令和三年五月三十一日から令和三年十一月三十日まで